

平成十四年四月二十三日提出  
質問第六〇号

国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する再質問主意書

提出者 長妻 昭

国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する再質問主意書

平成十四年四月五日に頂いた答弁書において、「当該法人から隠ぺい等の事実を明らかにすることについて同意が得られなかったものを除く」とある。

一 同意が得られなかった法人は何法人あるのか。その公益法人、独立行政法人、特殊法人の内訳数をお示し願いたい。お示し頂けない場合、その理由を詳細にお教え願いたい。

二 同意が得られなかった法人は所管官庁に、「国税通則法第六十八条にいう課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部の隠ぺい、又は仮装を指摘された」ことを報告していたのか。

三 公益法人、独立行政法人、特殊法人は公益性の高い法人であり、当該法人から同意が得られなかったということだけを理由に公表を拒むことは許されないと考える。再度、質問する。当該法人から公表の同意を得られなかったものに関しても、平成十四年三月二二日提出の質問主意書でお尋ねした事項をすべて明らかにされたい。

四 当該法人から公表の同意が得られなくても、所管官庁がその事実の報告を受けている場合は、所管官庁独自の判断で公表すべきと考える。公表頂きたい。

五 三についても公表できない場合は、その理由を詳細に明らかにされたい。

六 三についてもどうしても公表できない場合は、法人名のみ公表願いたい。それが不可能の場合、その理由についても詳細にお示し願いたい。

七 四についてもどうしても公表できない場合は、その理由を詳細に明らかにされたい。

八 村井仁・国家公安委員長は、平成十四年四月九日の衆議院決算行政監視委員会第三分科会にて、財団法人全日本交通安全協会が加算税賦課決定の通知を受けたことに関して大臣への報告が無かったことに関して「(略) 税務当局の指摘を受けて加算税等も納付をしたということで、これは報告がなかったわけでございますが、国民の多くの方々に御関心のある問題につきましては、やはり適切な内部管理の体制をとるという見地からは、報告があった方が適當だったのかな、(略) 大臣に対する報告があった方が適當だったのかなという感じはございますが、(略)」と答弁をされ、大臣への報告がある方が適當との見方を示している。

① 今後は、国所管のすべての公益法人、独立行政法人、特殊法人が過少申告加算税を課せられた場合、所管官庁に報告することとするか。さらに当該官庁の大臣までの報告はどうか。

② 今後は、国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人が重加算税を課せられた場合、所管官庁に報告することとするか。さらに当該官庁の大臣までの報告はどうか。

以上、回答不能の場合は、その理由をお示し願いたい。

右質問する。